

## 役員選任規則

(令和5年10月制定)

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本小児リウマチ学会定款(以下「定款」という。)第23条に基づき役員(理事、監事、理事長、副理事長)の選任方法について定める。

### 第1章 理事の選任

(理事の数)

第2条 理事の数は、定款第23条第1項に定める定数の13名以上、16名以内とする。ただし、理事選出にあたっては、選挙による選出(以下「選挙理事」という。)13名以内、理事会の推薦による選出(以下「推薦理事」という。)3名以内とする。

(理事の選任)

第3条 選挙理事の選出は、被選挙人を定款第12条に定める評議員とし、立候補制とする。なお、立候補しようとするものは、本人の履歴書と、立候補届に所信及び評議員2名の推薦状を付して、別に定める所定の期日までに選挙管理委員会へ提出しなければならない。

2 理事候補者の選挙は、選挙人を評議員とする選挙による。

3 選挙理事は、前2項による選挙により選出された理事候補者を社員総会の決議によって選任する。

第4条 推薦理事の選任は、前条第2項による選挙により選出された理事候補者の意見を聴き、理事会が候補者を選考して社員総会の決議によって選任する。

(理事の任期)

第5条 理事の任期は、定款第27条第1項に定める、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、連続して2期を超えることができない。

(理事選挙の管理)

第6条 選挙に関する事項は別に定める。

### 第2章 監事の選任

(監事の数)

第7条 監事の数、定款第23条第2項に定めた2名とする。

(監事の選任)

第8条 監事候補者の選出は、監事の任期満了年に行われる理事会において候補者を選出し、社員総会に推薦する。

2 監事候補者の中から社員総会の決議によって監事を選任する。

(監事の任期)

第9条 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとするが、再任を妨げない。ただし、連続して2期を超えることができない。

### 第3章 理事長・副理事長の選任

(資格要件)

第10条 理事長は次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 一般社団法人日本小児リウマチ学会の理事であること
- (2) 本法人への貢献実績を有する者。

(選任方法)

第11条 理事長は理事会の決議に基づき選任する。

2 理事長に立候補しようとする者は、立候補届を、事務局が定めた期日までに事務局へ提出する。

3 理事長に立候補しようとする者は、理事会において、学会運営に関する所信を表明する。

4 副理事長は、理事長によって推薦及び当該者の承諾の下、選任される。

(理事長・副理事長の任期)

第12条 理事長・副理事長の任期は、2年とするが再任を妨げない。ただし、連続して2期を超えることはできない。

附 則

(1) 本規則は、令和6年度定時総会で承認された日から適用する。

(2) 本規則の改廃は、理事会の決議および社員総会の承認を必要とする。